

国 の 基 本 方 針 教 材

出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）より小西洋之事務所作成

平成 26 年 4 月 7 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う

○ 学校運営改善の支援

- 教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する
- 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中心として、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

別添1 【いじめ防止対策推進法が定める組織】参照

① いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、国 の 基 本 方 針 又 は 地 域 基 本 方 針 を 参 酌 し、そ の 学 校 の 実 情 に 応 じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める（第13条）

② 組織等の設置

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（第22条）
- 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（第28条）

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、そ の 学 校 の 実 情 に 応 じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国 の 基 本 方 針 、地 域 基 本 方 針 を 参 考 に し て、自 ら の 学 校 と し て、ど の よ う に いじめの防止等の取組を行 う か に つ い て の 基 本 的 な 方 向 や、取組

の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることなどが考えられる。

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようになることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員・心理・福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核と

なる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題を取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

- ◆ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◆ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◆ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◆ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

などが想定される。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行なうことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

当該組織を構成する第 22 条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの

防止・早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行なうべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えらえる。
(重大事態への対処については「4 重大事態への対処」に詳述)

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置¹⁸

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる（別添 2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照）。

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

¹⁸ 別添 2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照

いじめ防止基本方針策定協議会（第7回） 議事要旨 [抜粋]

〈意見書1:22条組織は、全ての学級担任等が必ずその参加を経験すること〉

【座長】

提案の「いじめの防止等の対策に関する各教職員の資質能力向上を図り、その同僚性（信頼感及び一体感）を培っていくためには、学校の実情に応じて、当該組織への各教職員の適切な参加を確保していくことが有効である」という文言について、これは、基本方針の中にかなりかみ砕いて入っているが、まだこれでも不十分ではないか。教職員の資質向上について、教職生活を通じて計画的・体系的に図っていくという点がまだ少し薄いように思う。これは文科省にもお願いしなければならないことだが、いじめの問題だけに限らず、我が国が直面しているさまざまな教育課題にどう応えていくかという点で、初任研や10年研、更新研修、あるいは大学における教育や教員養成、これらに関してもしっかりと体系立てて、教員の資質の向上を図っていく必要がある。

【座長】

今後、ガイドラインや説明会、Q&A等、いろいろな形の出し方があり得ると思うが、意見をその中で生かしていただくということは非常に大事。また、後段の「各教職員の適切な参加」についても説明いただくことが必要。本意見を尊重し、書いてあることを砕いて説明していただくことが大事で、その点について事務局の方では是非よろしくお願ひしたい。

【文部科学省】

参考にさせていただきながら、各種の説明会等で説明をさせていただく。

出典：文部科学省ホームページ掲載「いじめ防止基本方針策定協議会（第7回）議事要旨」より小西洋之事務所作成

平成26年4月7日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：平成26年4月7日参議院決算委員会提出資料より小西洋之事務所作成
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

2014年4月5日

「いじめ対策の現状と課題」小西洋之参議院議員への報告書

NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里

- 私は、NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事として、先月27日にその講演回数は1,000回目を迎えました。講演の約8割が学校と教員が対象ですので、現場の声を直接聞く機会に大変多く恵まれた立場と言えます。法律施行後も多くの方から、この法律に対する戸惑いや、その現状を伺いましたのでご報告致します。

実は、大変残念なことですが、法律や国の基本方針の内容を正しく学んでもいない教員が圧倒的に多いというのが私の実感です。

一方で、多くの教員が法律を理解する意欲的な姿勢を持っているとは思えず、その結果この法律の意味すら理解されていませんので、現場は何をやって良いのか全く想像がつかないと、非常に戸惑っている状況です。

さらに、そもそも多くの教員にいじめに対する理解がされておらず、対応能力が身についていません。その理由としては、教員にいじめの研修が徹底されていないことにあると思います。

- その様な中、学校で、いじめ防止対策推進法22条のいじめ対策委員会を立ち上げる訳ですから、学校の実情に応じた新たな発想も思い浮かばず、肝心な予防策も、今まで効果の無かった事を再度焼き直すことや、市や県が作った指針に添ったものをたたき台としてとりあえず作り、「いじめの情報は抱え込まずに共有しましょう」というアピール程度に限られてしまう事が想像されます。

- これを機能させるためには、多くの教員がいじめ対策委員会に関わり、勉強するという事が重要です。しかし、現状では、委員会の構成メンバーが管理職に偏っており「管理職だけで作ります」と明言された校長先生もいらっしゃいました。これでは、学級担任や教科担任、また初任の先生の参加が出来ません。

委員会への参加を経験することで、いじめ問題についての理解を深め、対応能力を向上することが出来るようになる訳ですから、全ての教員が委員会への参加を経験することが必要です。特に、SNSを利用して行われる現在のいじめ対応は、若い先生達の参加が不可欠です。若い先生から管理職が教わるという姿勢が無ければ、いじめ問題を学び予防対策を立てるという基本が確立されないでしょう。

- さらに、あらゆる教員の参加は教員間のいじめ対策における同僚性を培います。子どもたちのそばでいじめを発見出来、相談を受け生の声を聞ける学級担任や教科担任が参加する組織になって初めて、いじめを発見した全ての教員がクラス担任制の縦割りを超えて、委員会へ報告する事が実現されるようになると考えます。

- 法律施行後も、このように法律や基本方針の意図をあえて曲解させたり、さらには、自死事件のアンケート情報を学校がコントロールするという問題が山形県天童市他で起きており、法律の理念は理解されていません。真に、子どもの心と命を守る為の法律として機能させて頂くことを心より願っております。

25初児生第3号
平成25年4月2日

貴職においては、これらの取組を活用するなど、更なる連携を推進するため、管下の学校等に対し、下記の事項の周知をお願いします。

なお、本件については、法務省人権擁護局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. いじめの未然防止のためには、道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒一人一人の人権意識を高める教育を充実することが重要であり、授業や講演会、教員研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなどの連携を図ることが効果的であること。

また、児童生徒に対する人権機関の取組や相談窓口が周知されるよう、その取組に関するポスターの学校内掲示等の広報に積極的に協力するよう努めること。

2. 人権侵犯事件の調査について理解するとともに、学校等に調査の協力を求められた場合は、速やかに協力すべきであること。

また、学校におけるいじめ問題の解決を図るため、当事者や保護者による話し合いや有識者を交えてのケース会議などの各種協議の場に法務局職員や人権擁護委員の出席を求めるなどの連携を図ることは重要であること。

(添付資料)

「法務省の人権機関の取組」

「法務局・地方法務局 所在地等一覧」

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導第一係
住所：東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111（内線2561）

E-mail：s-sidou1@next.go.jp 中谷、市川、小向

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
白間 章一



学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）

標記については、これまで各学校及び教育委員会（私立学校においては知事部局。以下「学校等」という。）において積極的に取り組んでいただいているところですが、いじめの問題は依然として深刻な状況にあります。

昨年実施した「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」調査結果においては、「いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護担当部局との連携を図っている」と回答した都道府県・政令指定都市教育委員会が約8割、市区町村教育委員会が約5割にとどまっている状況が明らかになりました。

また、本年2月26日に取りまとめられた教育再生実行会議の第一次提言においては、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、社会総がかりでいじめに対峙していくため、関係機関との連携・協力が求められており、学校等が連携する機関として、法務局・地方法務局とその支局及び人権擁護委員（以下「人権機関」という。）があります。これらの機関では、児童生徒を含む国民一人一人が人権への理解を深めるための「人権啓発」及び、人権問題全般について相談に応じ、学校におけるいじめの事案等について人権侵犯事件として調査を行い、被害の救済を図る「人権救済」を行っています。（別添「法務省の人権機関の取組」参照）

2014年4月4日

大津市遺族

いじめ対策の現状と課題についての小西議員への報告

はじめに

「いじめ防止対策推進法」と「いじめ防止基本方針」は、私の息子のいじめ自死事件や全国で起きた自死事件があり、学校や教育委員会の不適切な対応があつたからこそ作られたものであり、いわば子どもたちの命と引き換えに作られたものだと理解しています。しかしながら、施行から6か月も経った今なお、いじめによって子どもの命が奪われる悲惨な事件が全国で起こり、学校や教育委員会においては、法律・基本方針に則った適切な対応がなされていないのが現状です。一日でも早く新しい制度の正しい趣旨が学校教育現場で徹底されることを全国のいじめにあつてている子どもたちや保護者は待ち望んでいます。

28条の重大事態の対処のためのガイドラインの制定を

現在、子どもの自殺が起きたり不登校が長期にわたるといった重大事態が起きた場合、重大事態の対処を定めるいじめ防止対策推進法28条等の解釈を恣意的に歪曲した対応が学校や教育委員会においてなされています。法律が成立し、国の基本方針が策定された後も全国各地で遺族や被害者は、学校や教育委員会の不適切な対応に苦しめられ続けています。親の知る権利を実現するための法的な説明責任であるはずの情報の開示もされず、被害者から見て公平・公正・中立・独立性が担保されたといえる第三者委員会の設置もままならない状況です。

- ・ 山形県天童市で本年1月にいじめを背景とする自死事件が起こりましたが、学校や教育委員会はアンケートの開示を拒み、遺族の意見を無視して第三者委員会の設置をすすめようとした。
 - ・ 広島県尾道市で重大ないじめにより長期間不登校となっている事件が起きていますが、第三者委員会の設置について、被害者側に説明が一切ないばかりか被害者側からの再三にわたる意見を無視して、委員の人選が行われ、設置要綱が作られ、第1回の会合が強行されました。
 - ・ 奈良県橿原市で昨年3月に発生したいじめを背景とした自死事件についても、当初、教育委員会や自治体による歪曲した解釈のもと、アンケートの開示に応じず、また、顧問弁護士を委員とするといった教育委員会や自治体の利害による人選が行われました。
 - ・ 2011年に起きた鹿児島県出水市のいじめ自死事件においては、事件から2年半を経過した今なおアンケートの開示がされず、本日、遺族は訴訟を提起しました。
- 私ども遺族としては、学校や各自治体における誤った法律の解釈による誤った運用を防ぎ、新法の趣旨に則った実効性のある適切な対応がなされるためにも、国において、速やかに具体的な実効性のあるガイドラインを策定することを望みます。

新法施行前後の重大事態の対応に関する全国事案調査

大津市遺族

(新法施行前の事案)

鹿児島県出水市 中 2 女子いじめ自死

出水市立米ノ津中学校 中学 2 年女子 平成 23 年 9 月 1 日 自殺事案

九州新幹線に飛び込み犠死 いじめ自死

<問題点>

- ① 事件後取られたアンケート調査結果を開示しない。

平成 24 年 9 月 10 日の情報公開請求に対して同年 10 月 4 日に不開示決定



平成 25 年 5 月 14 日 不服として異議申し立てを行うが棄却決定



平成 26 年 1 月 10 日 新法が施行され、改めてアンケートの開示請求を行うが、平成 26 年 3 月 7 日に不開示決定となる。

※アンケート不開示の理由

「 出水市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当

開示により、特定の個人を識別することができ又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりその個人の権利利益を害するおそれ及び個人の生命、身体、生活、名誉等の保護に支障を生じるおそれがあるため。」



平成 26 年 1 月 28 日 鹿児島県教委と出水市教委に対して大津のアンケート裁判判決文を持って再度アンケートの開示を求めるが、判決文の内容を見るまでもなく「これまでの方針を変えるつもりは無い」との答え。

平成 26 年 4 月 4 日 鹿児島地方裁判所にアンケートの開示を求め提訴

- ② 出水市教委主導で行われた調査委員会に対して疑念が有る為、再度第 3 者調査委員会の設置を求めるが、「当初行われた事故調査専門委員会は文科省指針の則り、適切に調査されたため、再度調査委員会を設置する必要は無い。」との理由で再調査に応じない。

奈良県橿原市 中 1 女子いじめ自死

橿原市立畠傍中学校 中学 1 年女子 平成 25 年 3 月 28 日 自殺事案

マンションから飛び降り自殺

<問題点>

- ① 学校、教育委員会は、第三者調査委員会より求められている生徒指導に関する資料の提供に応じない。(生徒指導に係わる学年会議の会議録)

※ 最初は昨年夏頃に焼却したと言っていたが、今は何処にあるか見当たらないとし、二転三転と言う事が変わっている。

- ② 第三者調査委員会の調査委員に市の顧問弁護士を選任。

(新法施行後の事案)

広島県尾道市 中 3 男子不登校

尾道市立美木中学校 中学 3 年男子 いじめを端緒とした不登校事案 法 28 条 1 項 2 号

平成 25 年 8 月 6 日に起きたいじめ事件以後、夏休みが終わった 9 月初旬より半年以上不登校状態が継続。

<問題点>

- ① 不登校が発生して 100 日が経過しても新法 28 条 1 項 2 号の対応がなされていなかった。

- ② 不登校が発生して 100 日余りが経過した平成 25 年 12 月 12 日に尾道市教育委員会と広島県教育委員会に対して第三者委員会の設置を要望しても速やかに設置してもらえなかった。被害者が中学一年よりいじめに遭っていた事実は両委員会とも知っていた。

- ③ 第三者調査委員会の設置の設置を求める際に、第三者調査委員会の設置要綱の策定に当たって被害者の要望を聞いていただき、委員会で調査されるべき内容の説明や、調査委員の人選等について、公平・公正・利害関係のない人選がなされるよう、事前の説明を求めていたが、被害者の保護者に対してそれらの説明が一切なされないまま要綱・人選が決定され、初めて第三者調査委員会の設置について説明を受けた平成 26 年 3 月 18 日の翌日には第 1 回第三者調査委員会が開かれていた。被害者に対しての説明責任は果たされず、とても公平性・公正性・中立性・独立性が担保されているとは捉え難い教育委員会の対応である。

資料 (6)

山形県天童市 中1女子いじめ自死

天童市立第一中学校 中学1年女子 平成26年1月7日 自殺事案 法28条1項1号
東北新幹線に飛び込み犠死 いじめ自死

<問題点>

- ① 事件後学校で取られたアンケートについて一度は見せて貰えたが、見せるにあたり部外秘を条件にされた。
- ② 遺族がアンケートを渡して欲しいと要望しても、個人情報の保護を盾に「適切でない」として情報提供、情報の共有に応じない。
- ③ アンケートの不備を指摘し再調査を要望したが、第三者委員会の設置を盾に応じない。
- ④ 事件後の1月17日には第三者調査委員会の設置要綱が決定しており、遺族がその要綱を学校・教育委員会から知らされたのはひと月後の2月中旬であった。
- ⑤ 要綱について遺族が文書で問題点を指摘したが、説明不足を理由に改正に応じない。
- ⑥ 遺族に第三者調査委員会の委員候補を提示したが、その中には天童市の顧問弁護士も含まれており、とても公平性・中立性・独立性が守られているとは感じられない。
- ⑦ 遺族の要望に真摯に対応してもらえないため弁護士を立てざるを得ない状況であり、遺族と学校・教育委員会との信頼関係は崩壊している。

【参考：指導死のケース】

広島県東広島市 中2男子指導死

東広島市立高美が丘中学校 中学2年男子 平成24年10月29日 自殺事案
学校近くの公園で首つり自殺 指導死

まとめ

新法施行後の事案についても、施行前と同様、学校や教育委員会から遺族や被害者に対して新法や国の基本方針に則った能動的な対応は見られず、遺族や被害者が申し出ない限り放置しておくか、説明責任を果たさぬまま一方的に内部で決定し、遺族や被害者に対しては事後報告といった対応がなされている。

とても遺族や被害者に寄り添ったとは言い難い不適切な対応がなされている。

重大事態が発生しているにも拘らず、新法や国の基本方針に対しての認識や意識が低く、危機管理の甘さを感じる。

遺族や被害者への対応をする前に隠蔽工作をしているのではとさえ感じてしまっている。

<問題点>

- ① 遺族や被害者の保護者に対してアンケートが開示されない
- ② 重大事態が発生しても、速やかに法にも基づいた調査に入らない（第三者調査委員会を作ってくれない。提案などを含め、能動的に遺族や被害児童の保護者に対して対応しない）
- ③ 第三者調査委員会が学校や教育委員会に一方的に作られる
- ④ 学校や教育委員会の不適切な対応に対して異議申し立てをしても取り合わない
- ⑤ 第三者調査委員会に対して学校や教育委員会が資料提供をしない
- ⑥ 一回目の第三者調査委員会に不服がある為、再調査を要望しても棄却される

出典：大津市遺族作成「新法施行前後の重大事態の対応に関する全国事例調査」 より小西洋之事務所作成
平成26年4月7日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：平成26年4月7日参議院決算委員会提出資料より小西洋之事務所作成
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：「学校におけるいじめ防止プログラム～いじめによる犠牲者を出さないために～」
(平成24年3月 高崎市教育委員会 教育長 飯野眞幸)より小西洋之事務所作成
平成26年4月7日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

学校における いじめ防止プログラム

～いじめによる犠牲者を出さないために～

(ダイジェスト版)



平成24年3月

高崎市教育委員会
教育長 飯野 真幸

はじめに

学校におけるいじめについては依然深刻な状況が続いている。いじめを背景とする自殺、あるいはそれが疑われる自殺が毎年のように発生し、その中には裁判所に係属しているものもある。

一般的にいじめについては、子どもの世界に限ったことではなく、大人の世界においても、たびたびあることから、「(いじめが)あって当たり前」という風潮も世間では残念ながら一部ある。

また、いじめは子どもが成長するうえの通過儀礼で、これを乗り切って精神的にも大きく成長できるのでいじめにさほど目くじらをたてる必要はないという考え方の人もいる。

しかし、いじめに悩み、苦しみ、場合によっては命を断つところまで精神的に追い込まれている子どもたちが現実に存在することの重み、また子どもたちの気質が今の大人たちの子ども時代に比べ著しく変化していることや子どもたちの耐性が極めて弱くなっていること等を考え合わせると、とても楽観的なスタンスをとることはできない。

長い間、いじめ相談や裁判事例まで含めたいじめ事案の調査・研究に関わってきたが、我が国のがいじめに関する問題の最大の問題点は、いじめを予防することを主眼にしたプログラムが少ないということである。

悪質ないじめが発覚した際に、当該校の校長が記者会見等で使う言葉に、「いじめがよくないことは道徳の時間や人権教育などで取り組んできた」とか「いじめ対応マニュアルに沿った対応をしてきた」等があるが、大学で私の講義を受けていた教職を目指す大学生たちからは、「いじめに関する授業を受けた記憶がない」、「いじめの事件が報道された時に校長先生が朝礼で何か言っていた」、「授業が自習になった時に代わりの先生が来ていじめがテーマのビデオを見せられたが、先生はすぐになくなってしまった」等の反応がほとんどであった。「学校のいじめ防止指導は場当たり的」と指摘した学生の言葉に重みを感じる。

現在、我が国において「いじめ対応マニュアル」を持たない学校はないと思われるが、その大半はいじめ発覚後の対応の仕方に関するマニュアルであることが多く、学校が、いじめを絶対許さないといい強い決意のもと、学校教育活動全体を通じ、保護者、地域、関係団体・機関等と連携していじめ防止のための体系的なプログラムのもと、横断的・縦断的に組織体として創意工夫をしながら取り組んでいる学校は残念ながら少ない。

私は、平成21年11月にイギリスを訪問し、主にイングランドにおけるいじめ防止のための取組を調査する機会を得た。イギリスのいじめ対策は「防止」が中心であり、私の持論を裏付けるものとなり、このプログラムにも参考にさせていただいている。

いじめを受け、悩み、苦しみ、そして自ら命を断つ子どもたちはいじめの犠牲者であることは間違いないが、そのような状況に追いやられた加害者の子どもたちも、これから的人生の中で大きな十字架を背負って生きていかねばならないことを考えると、彼らもまたいじめの犠牲者と言える。

このプログラムは、いじめによる犠牲者を大人の責任で何としても防ぎたいという願いのもと、主にこれまで「点」でしかなかった学校におけるいじめ予防対策を「線」にすることを主眼にしている。

線となった学校の取組が、保護者をはじめ地域、団体、機関等の取組と響き合って初めていじめ防止プログラムが完成する。このプログラムによって被害・加害を問わずいじめによる犠牲者を未然に防ぐことができるようになれば望外の喜びである。

出典：平成26年4月7日参議院決算委員会提出資料より小西洋之事務所作成
平成26年4月28日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

資料(7)

9 いじめ防止プログラム年間指導計画～学校として実施可能なモデルプラン

〈年度当初〉

- いじめに関する基本姿勢の表明（「いじめ根絶宣言」及び職員の共通理解）
- 「いじめ防止プログラム」の策定及び児童生徒、保護者、地域、関係機関等への説明
- 「いじめ防止ポスター」の作成・掲示
- いじめ防止担当セクションの設置

〈4月～5月〉

- 適応指導（集団作り、面談・教育相談（アンケート調査を含む）、宿泊ホームルーム等）
- 保護者・PTAとの連携
- いじめ防止に向けた校内研修
- いじめ防止プログラムに位置づけられたテーマ学習の実施

〈6月～7月〉

- 特別活動の充実（生徒総会、文化祭、運動会（体育祭）、校内合唱コンクール、体験活動等）
- 学級満足度に関わる調査、いじめを含めた悩み調査、教育相談等の実施
- いじめ防止週間（いじめ防止キャンペーン）

　ポスター・標語コンクール、いじめ防止シンポジウム、ピア・サポート等の実施

- いじめ防止プログラムに位置づけられたテーマ学習の実施

□学校評価等の検証

〈夏季休業中〉

- 三者面談（児童生徒、保護者、担任）
- リーダー研修会やピア・サポート研修会等の実施
- 保護者対象いじめ防止研修会（PTAとの共催）
- 危機管理研修会

〈9月～夏季休業開け〉

- 夏季休業あけ適応指導（生活全般にわたる調査・アンケート等を含む）
- いじめ防止プログラムに位置づけられたテーマ学習の実施

〈10月～12月〉

- 特別活動の充実（文化祭、運動会（体育祭）、校内合唱コンクール等）
- 学級満足度に関わる調査、いじめを含めた悩み調査、教育相談等の実施
- 国際人権デーとの連携したいじめ防止週間（いじめ防止キャンペーン）～ピア・サポート等
- いじめ防止プログラムに位置づけられたテーマ学習の実施

□学校評価等の検証

〈冬季休業中〉

- リーダー研修会やピア・サポート研修会等の実施

□三者面談（児童生徒、保護者、担任）

〈1月～3月〉

- 冬季休業あけ適応指導
- いじめを含めた悩み調査及び教育相談
- いじめ防止プログラムに位置づけられたテーマ学習の実施
- 「いじめ防止プログラム」や学校評価等の検証
- 指導情報の次年度への引き継ぎ

10 いじめ防止プログラム～授業等による取組例及び教科・領域簡易単元指導計画の例

下記のテーマについて発達の段階に応じたタイトルのもと、主に特別活動（学級活動、児童会、生徒会活動、学校行事等）、道徳、総合的な学習の時間等の年間指導計画に位置づけ実施する。

①テーマ「自分自身の良さを再確認しよう」～自分自身の良さを考え、それを友だちに語ることによって自己肯定感を高める。

　タイトル例「自分のセールスポイント」

②テーマ「友だちの良さやありがたさを学ぼう」～掛け替えのない存在である友だちの良さや友だちがいることの幸せを再確認する。

　タイトル例「ともだちたくさんつくろう」「友だちっていいな」

③テーマ「生まれてきた（生を受けた）ことの幸せ」～生まれつきの難病がありながらも懸命に生きる友だちの姿や衛生状態が悪く乳幼児の死亡率の高い発展途上国の子どもたちの姿等を通じて生命の尊さを学ぶ。

　タイトル例「いのちをありがとう」

④テーマ「夢の実現のために」～日本編一津波被害をはじめ様々な逆境にも負けずがんばる同世代の仲間の姿を通じ、前向きに努力することの大切さを学ぶ。

　タイトル例「僕の夢・私の夢」

⑤テーマ「夢の実現のために」～世界編一紛争や戦争、貧困等のなかで懸命にがんばる発展途上国の同世代の子どもたちの姿を通じ、地球市民の一員として何ができるか考える。

　タイトル例「世界の子どもたちの幸せのためにできること」

⑥テーマ「誰にでもある悩み」～生きていく上で必ず悩みはつきものであり、その悩みをどのように解決していくか考える。

　タイトル例「悩みがあって当たり前」

⑦テーマ「いじめは卑劣」～いじめが卑怯であり、人間として許されないことを知り、いじめをしない生き方を学ぶ。

　タイトル例「いじめって何？」

⑧テーマ「いじめのない学校づくり」～いじめのない学校をつくるために何ができるか考える。

　タイトル例「いじめのない学校をつくるために」

⑨テーマ「いじめられたと感じた時にすべきこと」～いじめられたと感じた時にとるべき望ましい対応を通じ、いじめは克服できることを学ぶ。

　タイトル例「いじめられたと感じた時も一人で悩まないで」

⑩テーマ「いじめを目撃した時にすべきこと」～友だちがいじめられている場面に遭遇した際の適切な行動を学ぶ。

　タイトル例「友だちがいじめられたら？」

⑪テーマ「いじめのない社会を作るためにできること」～いじめのない社会を作るために自分たちができる事を考え、実行していくことの重要性について学ぶ。

　タイトル例「いじめのない社会を作るには？」

⑫テーマ「守り、守られる社会のルール」～社会生活をおくっていくうえで、いじめに限らず、自分たちの身近にある社会のルールや規範等を守ることが結局自分たちを守ってくれることになるということを学ぶ。

　タイトル例「知っておきたい社会のルール」

資料(8)

18文科初第711号
平成18年10月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長

錢 谷 真 美

(印影印刷)

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれましては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

「いじめの防止等のための基本的な方針」における
いじめ防止対策推進法の運用等に関する指針（ガイドライン）の
策定に関する規定事項

◆ 9 頁

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等

○ いじめ防止基本方針の策定

地方公共団体は、国の基本方針を参照して、地方いじめ防止基本方針を策定するよう努め（第12条）、学校は、国の基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照して、学校いじめ防止基本方針を策定する（第13条）。このような意味で、国の基本方針は、国と地方公共団体・学校との連携の骨幹となるものである。

また、文部科学省は、法や国の基本方針の内容をより具体的かつ詳細に示すため、協議会を設けるなどして、具体的な運用等の在り方に関する指針を策定する。

◆ 30 頁 注23

なお、国は、児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針策定後の、各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法における重大事態への対処の規定等を踏まえ、背景調査の在り方について、必要な見直しを検討し、可能な限り速やかに、一定の結論を得る

出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より小西洋之事務所作成

平成26年4月7日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

「体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案」について

立法に至った経緯

- (1) 昨年末の大阪市立桜宮高等学校の自殺事件など、体罰等により子どもの命や尊厳が奪われる事態が繰り返されている。
- (2) 体罰等を教員が行ってしまう背景には、児童生徒の特性に応じた効果的な指導が実施されていないという教員の指導力の問題があると指摘されている。
また、学校や教育委員会による体罰等の隠ぺい等の問題も認められてきたところである。
- (3) そこで体罰等が起こらない教育現場を実現すべく、教員の指導力の向上やそれに向けた支援を柱としつつ、各都道府県に中立公正な第三者の専門家（弁護士等）からなる委員会を設置するなど、体罰等の防止・解決の仕組みを構築するため、本法案の立法に至った。
さらに、体罰等には該当しない場合であっても、教員の指導が子どもの心身に深刻な影響を及ぼす場合（いわゆる「指導死」）が問題とされていることについても対策を講じた。

基本理念

- 体罰等が、教育活動において適切と認められる効果を有しない上、児童生徒等の尊厳及び健全に成育する権利を害するものであるとの認識の下に、児童生徒等の権利利益を擁護すること
- 教員等の指導力の向上及び組織的な指導の充実に資すること

この法律の対象

- 「体罰等」
 - 身体に対する侵害行為、肉体的苦痛を与える行為（＝※学校教育法 11 条「体罰」）
 - 暴言その他の教育的指導の範囲を逸脱する行為
- （※参考）文科省通知（24 文科初第 1269 号平成 25 年 3 月 13 日）
懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- 「教員等」
 - 校長、教員
 - いわゆる外部指導者

出典：民主党ホームページ掲載 「体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案」について
より小西洋之事務所作成
平成 26 年 4 月 7 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

体罰等の防止に関する施策

- 研修の充実／指導マニュアルの策定／体罰等の事例の調査研究／体罰等の判断基準の策定

体罰等の防止に関する措置

- 体罰等の早期発見等
 - 学校の質問票を用いた定期的な調査その他適切な措置
 - 学校の設置者における通報・相談を受けるための体制の整備及び外部機関の周知
- 体罰等の実態の把握等
 - 学校・設置者における体罰等への対処
体罰等が「疑われる事実」を把握した場合には速やかに調査をし、体罰等があると認めたときは体罰を受けた児童生徒等又はその保護者に対し必要な支援その他の措置等を行うとともに、教員等の指導力の改善を図るために措置等を行う。

- 事実関係を正確に把握するための調査体制の整備
体罰等が疑われる事実の調査にあたっては、複数の者による調査を行う体制を整備する（隠ぺいの防止の観点から公正な第三者が参加するよう努める。）
- 体罰等が疑われる事実に係する児童生徒等の保護者に対する適時適切な情報提供

- 体罰等防止委員会の設置
各都道府県の教育委員会の附属機関として体罰等防止委員会を設置。弁護士等の教育又は児童生徒等の権利利益の擁護に関して専門的な知識を有する人物を委員とする。
体罰等に関する通報・相談の窓口、事実関係の調査、解決への方策の提言等を行う。

教員等の指導についての留意事項等

- 体罰等を行っていない場合においても、いわゆる「指導死」が生じうることについて、教職員が留意しつつ指導を行うことに努めること。
- 指導に際しては、児童生徒等の特性に応じた指導方法をとること、及び指導後のアフターフォローに努めること。
- 教職員の指導力向上のため、過去のいわゆる「指導死」事案について調査研究を行う。

以上

出典：平成 26 年 4 月 7 日参議院決算委員会提出資料より小西洋之事務所作成
平成 26 年 4 月 28 日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

特集

▶ いじめ問題

家庭内や日常生活の様々な場面で、“いじめのサイン”は出ている可能性があります。
いじめのサイン発見シートの活用でいじめ防止、早期発見を心がけましょう。

気づいてますか、 いじめのサイン。



子どもは言わない「いじめ」のこと。家庭での子どもの変化に気づくことが大切です。

▶ 文部科学大臣からのメッセージ



下村 博文 文部科学大臣

▶ メッセージ動画を見る

▶ 保護者の方などへのメッセージ

「いじめのこと」に関心の高い方々から、小中学生のお子さまを持つ保護者の方などへのメッセージをご紹介いたします。



12ヶ月の学校生活 いじめの気づきアドバイス

学校生活に応じた月ごとの特徴を知っておくことが大切です。

今月のアドバイス 4月

進級・進学など、新生活のはじまりは、期待に胸ふくらませ、楽しさに満ちあふれている反面、子... 続きを読む

▶ 他の月のアドバイスを読む

☑ いじめのサイン発見シート

多くの子どもたちがだれにも相談できずにいる「いじめのこと」。日常生活の様々な場面に現れる“いじめによる小さな変化”を確認することができるシートです。チェック項目ごとの解説も掲載しています。

▶ パソコン版で今すぐ確認

▶ PDF版をダウンロード

■ スマートフォン版

お持ちのスマートフォンを使って、定期的に確認することを推奨します。

※QRコードを読み取るアプリをご利用ください。



スマートフォン専用QRコード

▶ いじめのサイン 発見シート わかりやすい解説

「いじめのサイン発見シート」について監修の森田洋司さんの解説をご覧いただけます。

▶ 解説動画を見る

▶ いじめのサイン 発見シート 体験した方々の声

実際に「いじめのサイン発見シート」で確認した感想をご紹介します。

▶ 体験談一覧へ